

平成 27 年 度
第 1 回 周南市総合教育会議

平成 27 年 8 月 26 日(水) 11:00~

周南市役所 第二応接室

周 南 市

第1回 周南市総合教育会議 次第

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 周南市総合教育会議

(1) 新「教育委員会制度」について …… 3 ページ

(2) 「周南市総合教育会議」について（案） …… 4～6 ページ

(3) 周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」
の策定方針について（案） …… 7～8 ページ

4. 閉会

周南市総合教育会議

H27.8.26

(敬称略)

市長

周南市教育委員会 委員

松田敬子

周南市教育委員会 委員

片山研治

周南市教育委員会 委員

池永 博

周南市教育委員会 委員

月谷慈寛

周南市教育委員会 教育長

中馬好行

--	--

生涯学習課長

教育部次長

教育部長

企画総務部長

企画総務部次長

政策企画課長

--	--

保育幼稚園課長

文化スポーツ課長

中央図書館長

学校給食課長

人権教育課長

学校教育課長

--	--

事務局

傍聴席

教育委員会制度、こう変わる

出典：文部科学省HP

これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必しも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

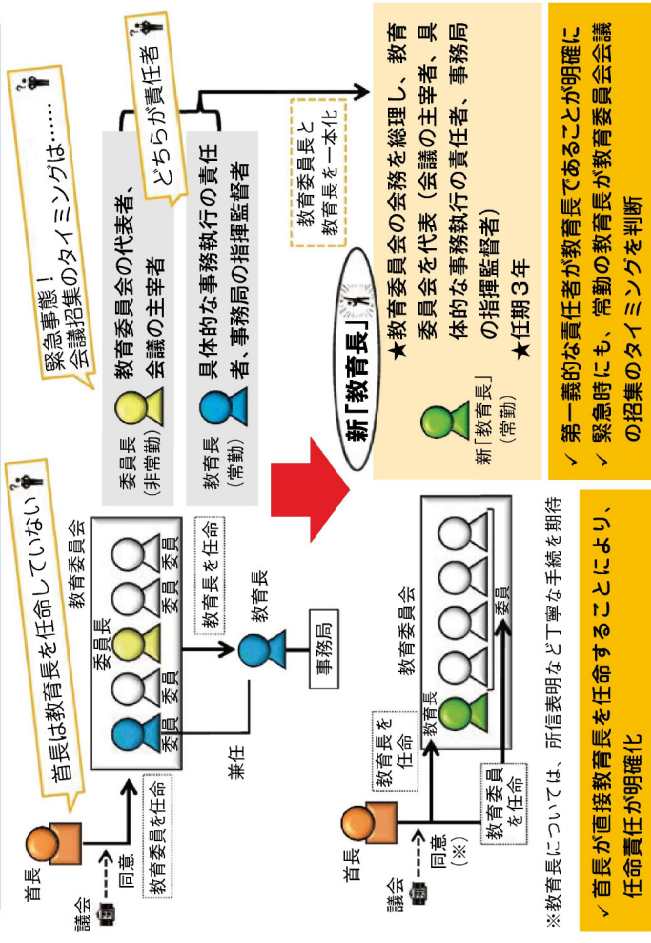
教育委員会の改革

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後の連携の強化
- のために国が教育委員会に指示できることを明確化

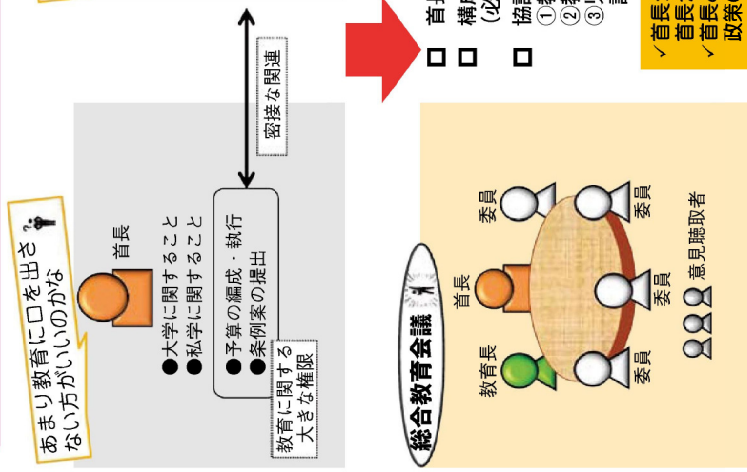
政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整を行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT ① 教育委員と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT ③ 総合教育会議



POINT ④ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

POINT ④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

POINT ② 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員会への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

周南市総合教育会議について（案）

1 基本的な考え方

教育に関する予算の編成・執行や条例提案等の権限を有している市長と、教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市教育の課題やあるべき姿を共有しながら、より一層一体的な教育行政を「共に」推進するため、市長と教育委員会による「周南市総合教育会議」を設置する。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき設置。

2 構成員

市長及び教育委員会（教育長及び委員）

※ 必要に応じ、意見聴取者（関係者、学識経験者等）の出席を要請。

3 会議の招集等

会議は市長が招集し、原則公開。また、議事録を作成し、公表。

4 協議事項

- ① 平成 27 年度においては、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定について協議。
⇒平成 27 年度中に「大綱」を策定
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術、文化及びスポーツの振興を図るため重点的に講ずべき施策について協議。
⇒各年度の「重点取組方針」や「重点施策」について協議・調整
- ③ いじめ問題や災害等に伴う児童、生徒等の生命や身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置について協議。
⇒必要に応じ随時会議を開催

(案)

周南市要綱第 号

平成27年8月26日

周南市総合教育会議設置要綱をここに定める。

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会がその相互連携を図り、本市の教育行政の推進に資するため、周南市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 周南市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、市長が会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者に出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議録)

第7条 市長は、会議の終了後遅滞なく会議録を作成し、ホームページ等を活用してこれを公表するものとする。ただし、前条のただし書の規定により会議を公開しないときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育政策担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」の策定方針について（案）

1 策定の趣旨

市長と教育委員会の連携の強化を図り、それぞれの所管事務をより一体的に執行するため、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）により、地方公共団体の長に対し、策定を義務付け。

2 策定方針

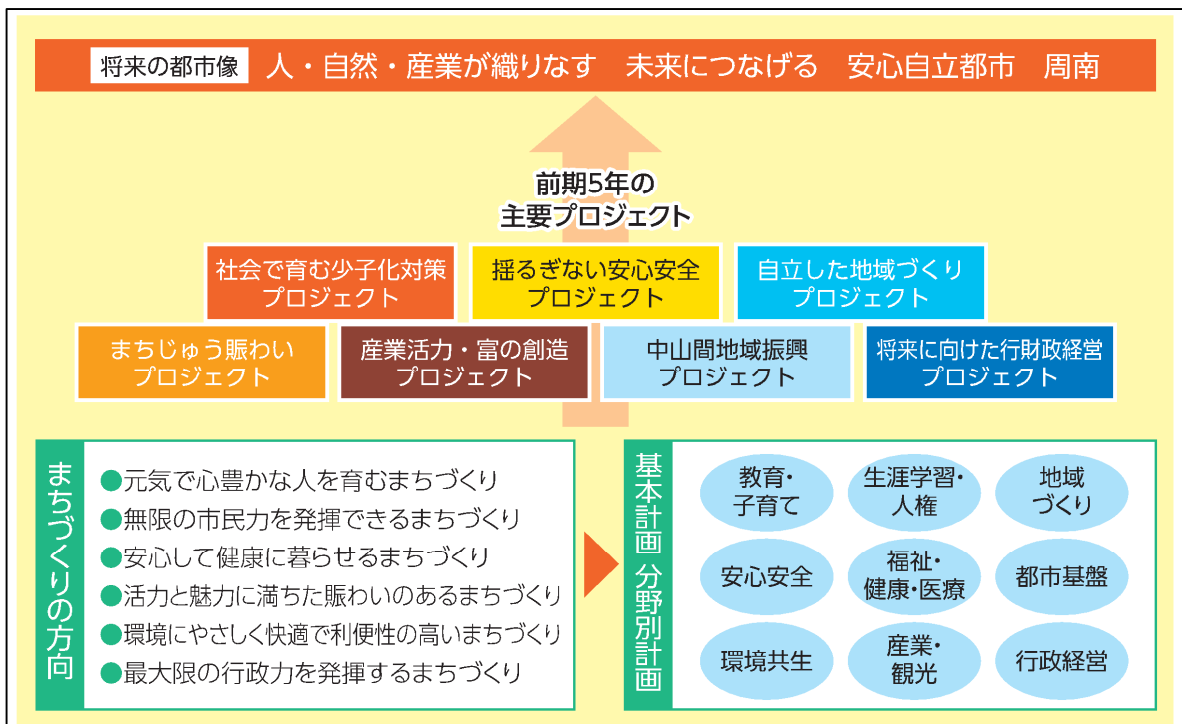
「第2次周南市まちづくり総合計画（しゅうなん共創共生プラン）」に掲げた「教育・子育て」、「生涯学習・人権」に関する基本計画を柱とし、教育委員会策定の『周南市の教育～「不易」と「流行」の教育を求めて～』と調和させたものとして策定する。

3 期間

「第2次周南市まちづくり総合計画」の前期基本計画の期間に合わせ、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

※ 法律上の規定なし（国の想定は4～5年程度）

< 参考「第2次周南市まちづくり総合計画」 >





教育関係の基本施策

1-1 教育の充実

子供達一人ひとりの特性や能力を伸ばし、豊かな心の育成を基本として、「確かな学力」「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

1-2 教育環境の整備・充実

子供達が、安心・安全に学び、「生きる力」を育むことができるよう教育環境等の整備・充実に努めます。

1-3 子供の健全育成

家庭・地域・学校・行政が連携し、子供を見守り育てる活動を進め、子供達が発達段階に応じて社会の一員としての自覚と責任をもち、自ら判断し、主体的に行動する社会人として成長できる環境づくりに努めます。

1-4 子育て環境の充実

子供と子育てを社会全体で支え、子供・家庭・地域の喜びと幸せにつながるまちづくりを進めます。

2-1 生涯学習の推進

市民の自主的・継続的な学習活動を支援するとともに、学んだ成果をまちづくりに生かすための生涯学習環境の整備・充実に取り組みます。

2-2 文化・芸術活動の振興

優れた文化・芸術にふれる機会を充実するとともに、市民主体の文化・芸術活動の活性化や郷土の特色ある歴史・文化の伝承を図り、豊かで彩りのある市民文化の育成に取り組みます。

2-3 スポーツの振興

「する」「観る」「支える(育てる)」を重視し、生涯にわたりスポーツ文化に親しむことができるまちづくりを目指します。

2-4 人権尊重社会の実現

「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指し、人権尊重の視点に立って、総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取組みを推進します。社会のあらゆる分野に男女が参画し、お互いが対等なパートナーとして個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図ります。